

令和7年度上半期における 大阪労働局の取組状況について

- (1) 雇用環境・均等の分野…………… (11～18頁)
- (2) 労働基準の分野…………… (19～26頁)
- (3) 職業安定の分野…………… (27～35頁)
- (4) 労働力需給調整事業の分野…………… (36～37頁)
- (5) 労働保険適用徴収の分野…………… (38～39頁)

(1) 雇用環境・均等の分野

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善助成金

- 昨今の賃上げ機運の高まりや最低賃金の大幅な引き上げを背景に、当助成金の**申請件数が年々増加**している。
- より多くの中小企業等に活用されるよう、令和7年9月5日から地域別最低賃金改定の前日まで(大阪府内の事業所は10月15日まで)の交付申請については、**一定の要件緩和措置が設けられた**。

申請件数			
令和7年度(9月末)	令和6年度	令和5年度	令和4年度
1,291件	1,826件	1,529件	510件

事業者の皆さまへ
賃金引上げの支援策
厚生労働省は事業者の皆さまの賃上げを支援しています
業務改善助成金

賃上げと設備投資
・賃上げと設備投資を含む生産性向上に関する計画の作成が必要
・中小企業が利用可能
・助成額・賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

活用ポイント 賃上げ+設備投資
・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に関する計画の作成が必要
・中小企業が利用可能
・助成額・賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

業務改善助成金
事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業が働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充!
・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30~130万円
45円コース	45~180万円
60円コース	60~300万円
90円コース	90~600万円

活用ポイント 賃上げ+設備投資
・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に関する計画の作成が必要
・中小企業が利用可能
・助成額・賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

- 平成30年4月から「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を開設。(大阪府社会保険労務士会に委託。)
- 企業からの電話・来所・メール・オンラインによる相談対応、事業所への訪問・オンラインでのコンサルティング、働き方改革関連法セミナー等が**無料**で利用できる。

【主な相談内容】

- 労働時間の見直し(時間外労働の削減・36協定の締結の仕方など)
- 非正規雇用労働者の処遇改善(同一労働同一賃金ガイドライン対応など)
- **賃金引上げのための生産性向上の支援(利用可能な各種助成金に関するアドバイスなど)**

【サポート事例】

同一労働同一賃金対応のため職務分析・職務評価を実施。その結果を活用し、職務内容に応じた賃金制度を作成。さらに就業規則の見直しや、業務改善助成金の申請にもつながった。

活動実績

	令和7年度(9月末)	令和6年度
相談件数	1,262件	2,239件
コンサルティング件数	1,132件	2,347件
セミナー回数	48回	156回

すべて無料
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター
中小企業・小規模事業者さま向け

働き方改革により
進めよう働きやすい職場づくり!

労働問題の専門家 **社会保険労務士**が
あなたの事業所を「支援」します!
お気軽にご相談ください。人財確保・働きやすい職場づくりを応援いたします。

【支援内容】
●電話相談・来館相談
●オンライン相談 (Zoom)
●メール相談
●コンサルティング (内閣府主催)

大阪府社会保険労務士会 委託
〒545-0044 大阪市淀川区西長崎1-1-1
TEL: 0120-068-116
受付時間: 平日 午前9時~午後5時まで

非正規雇用労働者への支援

正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差解消への取組

パートタイム・有期雇用労働法の履行確保

- 報告徴収等を行い、**正社員と短時間労働者または有期雇用労働者等との間の不合理な待遇差等**を確認した場合には**助言、指導**を実施。併せて、「同一労働同一賃金ガイドライン」に沿った望ましい雇用管理の改善等に向けた助言を行い、法の履行確保。

パートタイム・有期雇用労働法に係る報告徴収実施件数

令和7年度(9月末現在)	265件
監督署からの情報によるもの	129件

企業支援の取組

- 中小事業主**には、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの利用を勧奨し、**自主的な取り組みを促進**。

・厚生労働省「多様な働き方の実現応援サイト」

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善等に関する法制度の解説や、企業の取組事例等を掲載。



年収の壁への取組(年収の壁・支援強化パッケージ)

- 人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として年収の壁・支援強化パッケージに取り組んでいる。

年収の壁への対応

- ◆ **キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設(令和7年7月1日)**。

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組み(労働時間延長・賃金増額)を行った事業主に労働者1人当たり最大75万円を支援。「**社会保険適用時処遇改善コース**」(令和8年3月31日まで)を拡充したもので切替申請が可能。

- ・大阪労働局への届出件数(令和7年8月末時点) 3,367件

配偶者手当への対応

- ◆ **企業の配偶者手当の見直しの促進**

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、**見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を公表**。

大阪働き方改革推進会議

- 第12回会議(令和7年5月28日開催)において、**令和7年度の基本方針を策定**。構成員・オブザーバー間で連携を図り、基本方針に定めた「**一体的な取組事項**」と「**その他の取組事項**」により、**働き方改革を推進**している。

- ◆令和7年度基本方針における「一体的な取組事項」
 - ①賃金の引き上げのための環境整備と生産性の向上
 - ②人材不足が顕著な分野における人材確保対策等
 - ③長時間労働の抑制
- ◆令和7年度基本方針における「その他の取組事項」
 - ①多様な人材の活躍促進と魅力ある職場づくり
 - ②多様で柔軟な働き方の実現



(会議の様子)

働き方・休み方の見直しの推進等

- 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現**に資する取組(時間外・休日労働の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、勤務間インターバル制度等)の課題に取り組んでいる。
- 「**働き方・休み方改善コンサルタント**」による、労働時間等の設定改善のための**個別訪問**による助言・指導や、**ワークショップ**を実施している。

◆令和7年度上半期は、運輸業、建設業、情報通信業を対象にオンラインワークショップを6回開催

～ワークショップ参加者の声～

- ・他社との交流機会がないので、色々情報を聞けて良かった。
- ・他社の取組・対策を参考に自社の取組を進めたい。
- ・各社の課題について共感するが、解決策には難易があるので優先順位をつけて行っていきたい。



(大阪版)

働き方改革推進支援助成金

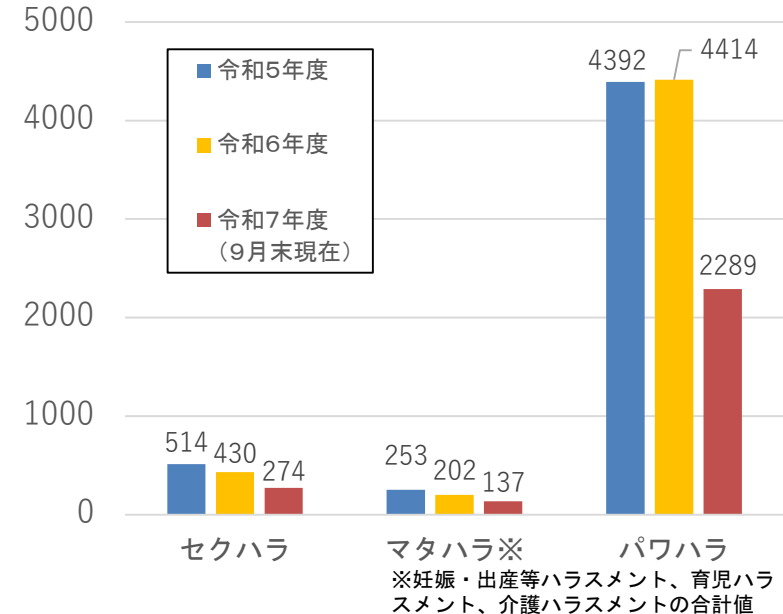
- 生産性を高めながら労働時間の縮減等に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主又は傘下企業を支援する事業主団体に対する助成金であり、令和7年度は下表の4つのコースを支給。
- 中小企業における賃金引き上げの動きを加速化させるため、**令和7年度からは、制度の拡充**として、7%以上の賃上げを実施した場合に、助成上限額を加算する措置が新たに設けられている。

申請件数		令和7年度 (9月末)	令和6年度
業種別課題対応コース		38件	85件
労働時間短縮・年休促進支援コース		162件	396件
勤務間インターバルコース		7件	18件
団体推進コース		3件	3件
合計		210件	502件

ハラスメント防止対策について労働局の取組

- 職場におけるハラスメントを防止するため、**事業主が講ずべき雇用管理上の措置義務について、説明会やセミナー等による企業への周知を図るとともに、厚生労働省が運営するポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用した情報提供を実施。**
- 労使双方からのハラスメントに関する相談対応を行い、**紛争解決援助や調停制度の利用等による個別労働紛争の解決を支援。**
- 事業主に対し報告徴収等を行い、雇用管理上必要な措置について法違反が認められた場合には**助言・指導等を実施する等により法の履行確保。**
- **カスタマーハラスメントに関し、改正労働施策総合推進法の円滑な施行に向けた説明会等を実施予定。**

ハラスメントに関する相談件数



男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法に基づく、紛争解決援助制度と調停の運用状況（令和7年度は9月末現在）

男女雇用機会均等法(セクハラ)に基づく援助(受案件数)

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
4件	4件	10件	9件

機会均等調停会議(セクハラ)による調停(受案件数)

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
14件	6件	11件	3件

労働施策総合推進法(パワハラ)に基づく援助(受案件数)

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
85件	99件	153件	172件

優越的言動問題調停会議(パワハラ)による調停(受案件数)

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
50件	56件	85件	75件

仕事と育児・介護の両立支援等 女性活躍推進に向けた取組等

行政運営方針【4-6、7】

次世代育成支援対策推進法に基づく企業の取組支援

一般事業主行動計画策定企業数（令和7年9月末）

7,637社（うち100人以下※） 4,130社） <届出率 88.9%>

※一般事業主行動計画の策定・届出の義務の対象は、常時雇用労働者101人以上の事業主。100人以下の事業主は努力義務

くるみん認定企業数（令和7年9月末 317社）

「くるみん」：行動計画に定め目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業が、申請することにより厚生労働大臣が認定。くるみん認定企業のうち、より高い水準をクリアした企業に「プラチナくるみん」認定。「プラス」：不妊治療と仕事との両立支援企業認定。

令和7年度上半期は、過去最大の4社をプラチナくるみん認定し、認定企業数は37社となった。



女性活躍推進法に基づく企業の取組支援

一般事業主行動計画策定企業数（令和7年9月末）

3,903社（うち100人以下※） 389社） <届出率 89.1%>

※一般事業主行動計画の策定・届出の義務の対象は、常時雇用労働者101人以上の事業主。100人以下の事業主は努力義務

改正女性活躍推進法の施行に向けた対応

令和7年6月11日に成立・公布された改正女性活躍推進法（有効期限10年（2036年3月31日まで）延長、従業員101人以上企業に対して「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表を義務化等）について、改正関係省令を中心に周知・啓発に取り組むこととしている。

えるぼし認定企業数（令和7年9月末 256社）

256社（うち300人以下 122社）	
3段階目	159社
2段階目	93社
1段階目	4社
プラチナえるぼし認定企業	4社



「えるぼし」：女性活躍推進の取組の実施状況が優良な企業が、申請することにより厚生労働大臣が認定（3段階あり）。えるぼし認定を取得した企業のうち、計画に定めた目標を達成した等、特に優良な企業に「プラチナえるぼし」認定。

仕事と育児・介護の両立支援等

育児・介護休業法の履行確保、中小企業への支援

育児・介護休業法の履行確保

- 改正育児・介護休業法(柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置、令和7年4月、10月順次施行)について、説明会開催等あらゆる機会を捉えた周知・広報の実施。
- 育児休業制度等特別相談窓口を設置、労働者・事業主等の相談に対応。
- 令和7年4月に施行された改正内容について事業主が速やかに対応できるよう報告徴収、助言、指導等の積極的な実施による法の履行確保。

<相談件数、説明会開催等件数、報告徴収実施件数>

	令和7年度 (9月末現在)	令和6年度
相談件数 ※改正法相談含む	8,542件	11,673件
説明会開催等件数(参加者数)	3件(214名)	12件(730名)
報告徴収実施件数	203件	166件

中小企業への支援

◆両立支援等助成金(右記の7コース)

- 「育休中等業務代替支援コース」は、男女ともに、職場への気兼ねなく育休を取得しやすくするための体制整備を後押しすることにより、「共育て」を応援する助成金である。積極的な活用を促した結果、申請件数が大幅に増加している。

◆人材確保等支援助成金(テレワークコース)

- 生産性向上、人材確保、エンゲージメントやワークライフバランスの実現を図る中小企業事業主に対する経済的支援として「テレワークコース」を実施。

申請件数							
コース名	出生時 両立支 援コー ス	育児休 業等支 援コー ス	育休中 等業務 代替支 援コー ス	柔軟な働 き方選択 制度等支 援コー ス	介護 離職 防止 支援 コー ス	不妊治療 両立支援 コース ※令和7 年3月まで	不妊治療及 び女性の健 康課題対応 両立支援 コース ※令和7年4 月に創設
令和7年度 (9月末)	277件	413件	192件	38件	196件	9件	33件
令和6年度	456件	1,183件	30件	31件	471件	20件	—

個別労働関係紛争解決の促進 フリーランスの就業環境の整備

個別労働関係紛争解決制度の施行状況(令和7年9月末現在)

●相談件数は横ばいも、労働局長の助言・指導件数は増加傾向。紛争解決支援に一定の効果。

総合労働相談件数

令和7年度	74,209件
うち事業主からの相談件数	31,387件
うち民事上の個別労働相談件数	13,614件
うち事業主からの相談件数	1,504件
令和6年度	149,968件
うち民事上の個別労働相談件数	28,146件

労働局長の助言・指導(受付件数)

令和7年度		令和6年度
572件	うち解決	935件
	199件 (34.7%)	

紛争調整委員会によるあっせん(受付件数)

令和7年度				令和6年度
受付件数	処理件数	開催率	合意率	
147件	154件	75件 (48.7%)	46件 (61.3%)	303件

フリーランス・事業者間取引適正化等法について

●令和6年11月の法施行後、事業主等からの相談は減少傾向。法の履行確保のため調査等を実施。

- 事業主やフリーランスからの相談対応のほか、フリーランスからの申出を受け、速やかに申出内容の聴取、発注事業者に対する調査を実施。また、発注事業者が法に沿った対応を行うよう、計画的に調査を実施し、法の着実な履行を確保。

	令和7年度 (9月末現在)	令和6年度
相談件数	47件	118件
申出件数	11件	4件
調査件数	86件	14件

(2) 労働基準の分野

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

大阪府の最低賃金

最低賃金	時間額	発効年月日
大阪府最低賃金	1,177円	令和7年10月16日
塗料製造業	1,191円	令和7年12月4日
鉄鋼業	1,185円	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,180円	令和7年12月1日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,197円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,197円	令和7年12月4日
自動車・同附属品製造業	1,194円	令和7年12月1日
自動車小売業	1,177円	令和7年10月16日 ※R7年度の改正はありません。地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には高い方の最低賃金が適用されます。

最低賃金制度の適切な運営等

大阪地方最低賃金審議会の運営

- 大阪府内の生産用機械器具製造事業場を实地視察。
- 大阪府最低賃金について6回(7/25~8/19)、特定最賃7業種について合計25回(8/19~10/3)の専門部会を開催し、改正金額・発効日等について審議。
- 大阪府最低賃金は、第366回総会で報告し、同日記者会見を実施。

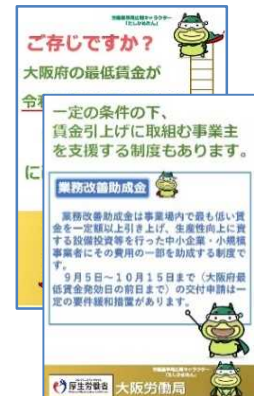


最低賃金周知・支援期間の設定

- 改正最低賃金発効前の9月5日~10月15日を「**最低賃金周知・支援期間**」として設定。
- 改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金等中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた支援策についても利活用を勧奨。

【広報依頼先】

大阪府、各市町村、使用者団体、労働者団体等、金融機関、公立学校、在阪鉄道会社、近畿経済産業局、よろず支援拠点、JRの鉄道、地下鉄等



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導状況

- 各種情報から月80時間を超える時間外・休日労働があると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を実施。
- 違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対し、全社的な是正指導や是正指導段階での企業名公表などを実施。
- 重大かつ悪質な違反が確認された場合は、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が捜査を実施。

令和6年度における監督指導状況

	監督実施 事業場数	労働基準関係 法令違反 事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不 払残業	健康障害 防止措置
件数	2,117	1,783	939	205	531
割合	(100%)	(84.2%)	(44.4%)	(9.7%)	(25.1%)

1 監督実施事業場数	2,117	
2 うち違法な時間外労働が認められたもの	939 (44.4%)	
3 上記2のうち、時間外・休日労働の実績が最長の労働者の時間数が、		
	(1) 月80時間を超えるもの	371 (39.5%)
	(2) うち、月100時間を超えるもの	219 (23.3%)
4 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	798 (37.7%)	
5 労働時間の把握が不適正なため指導したもの	311 (14.7%)	

医師・建設業・自動車運転者への支援

医師の「働き方改革」の推進



大阪府医療勤務環境改善支援センターの運営会議に毎月出席。
大阪府と調整し、各保健所が医療機関に対して行う説明会に各署担当者を派遣して労務管理等を説明。

自動車運転者の労働時間削減に向けた取組



近畿運輸局、近畿経済産業局、近畿農政局及び公正取引委員会近畿中国四国事務所と荷主事業者向けの説明会を開催し、荷主要請の取組内容や要請事項について説明。

建設業の労働時間削減に向けた取組



インテックス大阪で開催された第84回全国産業安全衛生大会 in 大阪・近畿において、令和6年度にベストプラクティス企業として大阪労働局長が意見交換した建設業の企業と共に、パネルディスカッション形式の特別報告「働き方改革に積極的に取り組むベストプラクティス企業と考える」を行った。



◆ 定期監督実施件数の推移

	令和5年	令和6年	令和7年
定期監督実施件数	6,351	6,653	4,737
うち 法令違反件数	4,647	5,065	3,216
違反率	73.2%	76.1%	67.9%

◆ 申告監督実施件数の推移

	令和5年	令和6年	令和7年
申告監督実施件数	1,816	2,048	1,412
うち 法令違反件数	1,251	1,386	949
違反率	68.9%	67.7%	67.2%

※ 令和7年の数値はすべて令和7年9月末現在の速報値。

◆ 令和7年 送検事例

【労働基準法等違反】

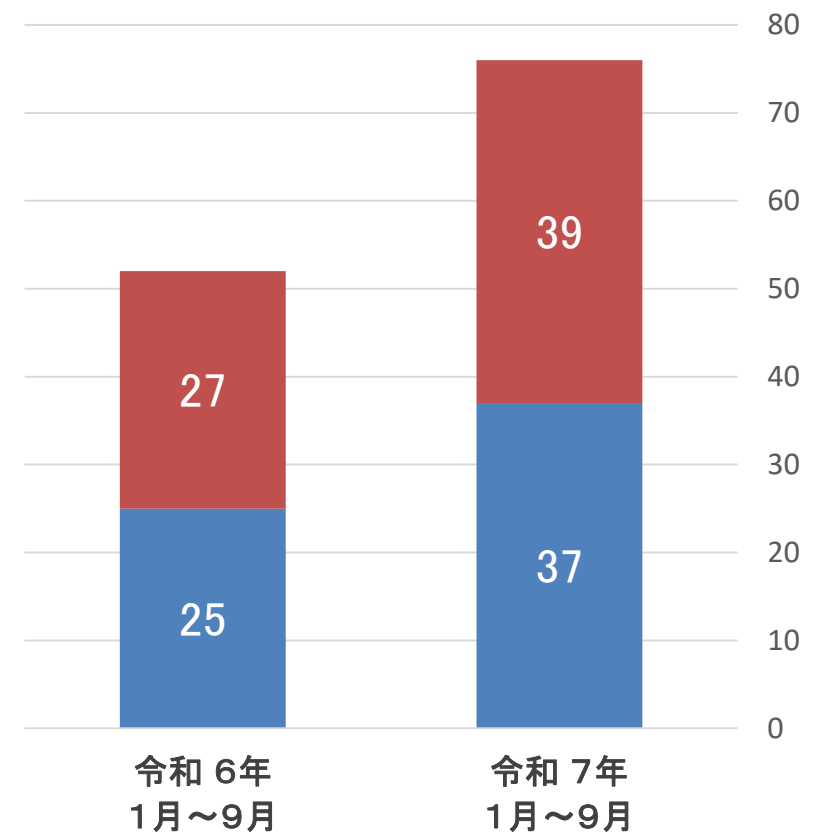
大阪府池田市に本社を置き警備業を営む事業主が、労働者5名に対し、令和4年10月分から令和6年5月分までの定期賃金（最長の者で16か月分）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

【労働安全衛生法違反】

大阪市東成区に本社を置くA社、及び大阪府松原市に本社を置くB社は、あらかじめ大阪労働局長の製造許可を受けることなく、令和4年7月20日から同月21日までの間、埼玉県草加市に所在する受注先工場において、積載荷重1.3トンのエレベーターを共同で製造した疑い。

◆ 送検件数の推移（9月末現在比較）

令和6年 **52** 件 ▶ 令和7年 **76** 件



■ 労働基準法等違反 ■ 労働安全衛生法違反

死亡災害

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画(14次防)における全体目標：
令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少させる。

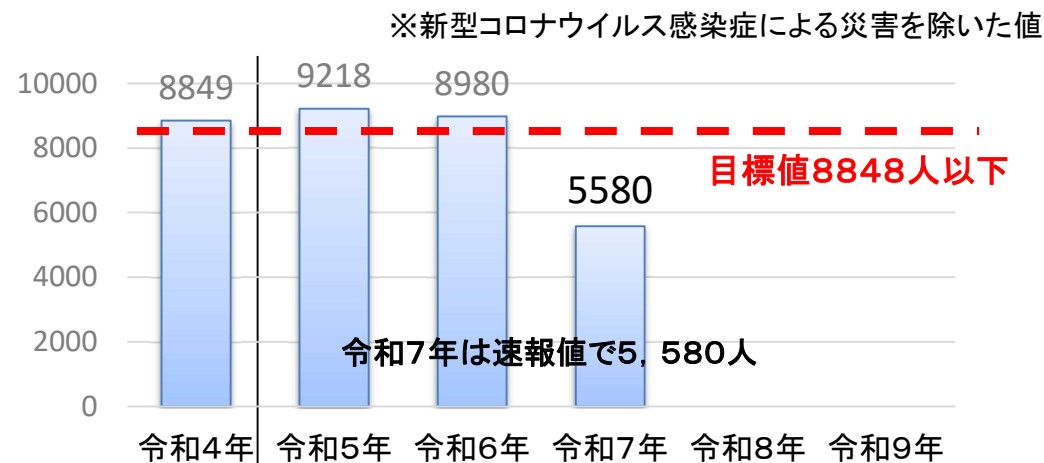


【令和7年の死亡災害の傾向】

- 業種別では**建設業**が9人で最多（5人→9人）
製造業は減少（10人→6人）
 - 事故の型別では、
（昨年と比較して増加）
墜落・転落（5人→6人）
有害物との接触（0人→2人）
（昨年と比較して減少）
高温低温物との接触（**熱中症**）（7人→1人）
- ※すべて前年同期比

死傷災害

14次防における全体目標：令和3年までの増加傾向に歯止めをかけ、
令和4年と比較して、令和9年までに減少させる。



【令和7年の死傷災害の傾向】

- 昨年同期と比較すると**全体では減少**（-3.1%）している
- 各業種別にみると
製造業 38人増加（3.7%）
建設業 47人減少（-12.1%）
陸上貨物運送事業 113人減少（-12.5%）
三次産業 84人減少（-2.6%）
- 事故の型別では **転倒、動作の反動、無理な動作**が、全体の4割を占めており、高止まりの傾向である

大阪発・新4S運動の展開



14次防の目標達成のための大阪独自の取組として令和5年度から5か年の「**大阪発・新4S運動**」を展開している。

- ・大阪労働局公式YouTubeチャンネルの令和7年度全国安全週間メッセージの中で**大阪発・新4S運動**について発信。
- ・労働局長建設パトロール、製造業に係る労働基準部長による安全パトロールを実施し、**大阪発・新4S運動**の啓発や熱中症予防を注意喚起。
- ・第84回全国産業安全衛生大会において、**大阪発・新4S運動**に賛同いただいている企業2社の事例を交えて特別報告を実施。



14次防の重点対策への取組の推進

①高年齢労働者の労働災害防止対策等の推進

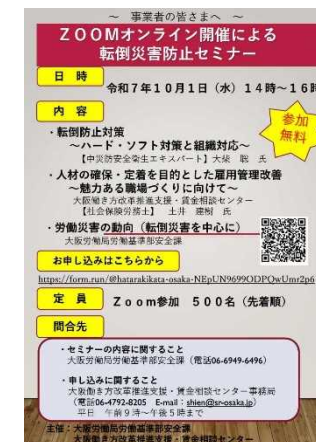
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及びエイジフレンドリー補助金の周知を説明会などの機会を通じて行った。



②第三次産業等に対する取組

・『転倒災害防止セミナー』を開催し、転倒災害に対する取組の重要性について周知啓発を行った。

・「大阪府小売業+Safe協議会」、「大阪百貨店協議会」をそれぞれ開催し、好事例の取組に関する情報を共有する等、企業における自主的な安全衛生活動の促進を図った。



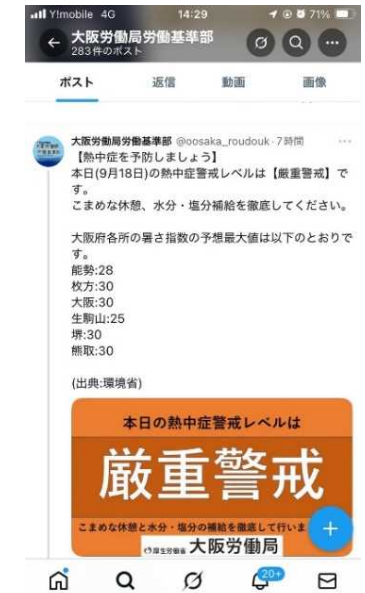
腰痛予防対策の推進

- 大阪府社会福祉施設＋Safe協議会において、構成員企業からノーリフトケアについて実演をしてもらい、その概要をホームページに掲載、ノーリフトケア導入周知を行った。



- ノーリフトケアの導入に利用可能な「エイジフレンドリー補助金」の案内リーフレットを、大阪府内の介護事業場約4,500件に対し直接郵送し、ノーリフトケアの導入促進を図った。

- 「熱中症予防対策セミナー」を7月上旬までに4回実施。産業医から熱中症による重篤化のメカニズムの解説、及び大阪市消防局救急部から熱中症による救急搬送の要否の判断及び応急処置の解説を盛り込んだ「重篤化防止対策セミナー」を2回実施。
- 建設業への全国安全週間局長パトロール実施時などには、報道機関を受け入れ取材してもらい幅広く周知を行った(8月8日読売新聞夕刊)。



大阪労働局労働基準部 on X

メンタルヘルス対策及び過重労働対策等の推進

- 精神障害にかかる労災支給決定がなされた事業場、内容からメンタルヘルス対策について問題が見受けられる事業場に対しメンタルヘルス対策の取り組み方法について、個別に指導を実施。
- 労働者数50人以上の事業場に対し、ストレスチェック制度の導入促進を踏まえた説明会を実施。

熱中症対策

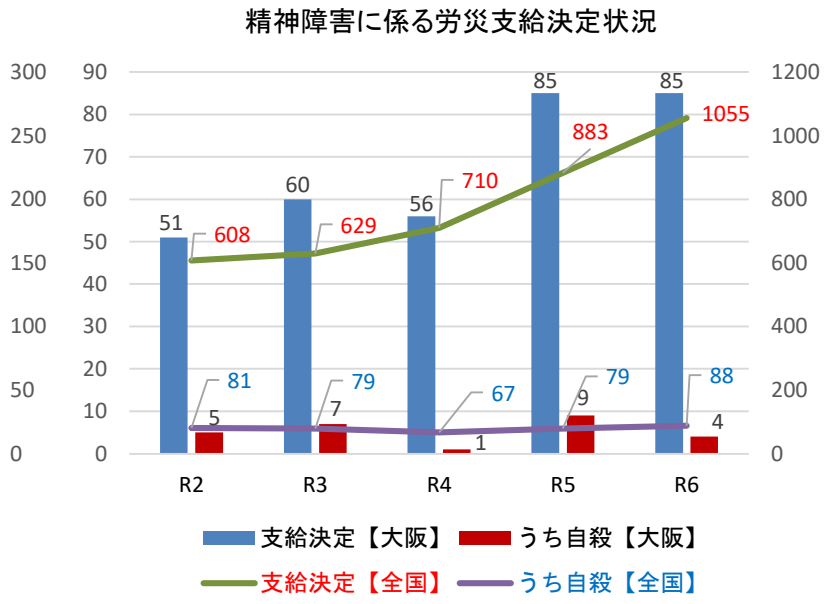
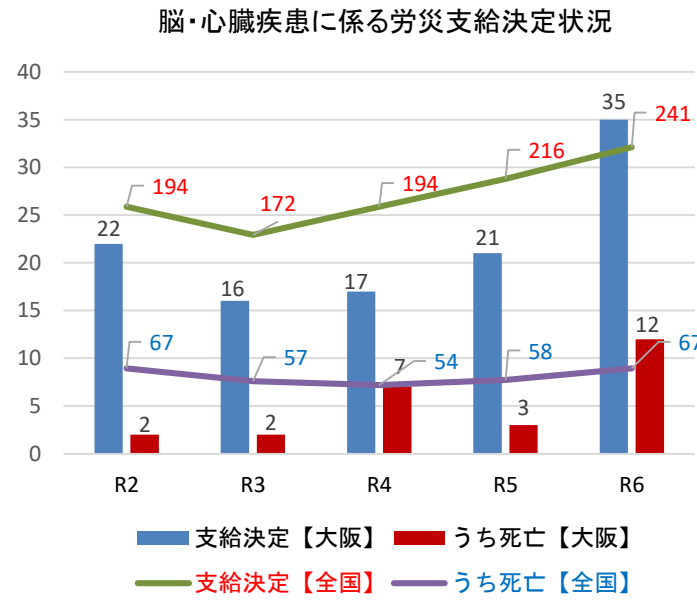
- 6/2から7/6までの1か月間、JR大阪駅のデジタルサイネージを利用し、大阪の中心部を行き交う人々に対し「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の広報を実施。
- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン暑さ指数表示ボード」を作成し、各署で掲示を行った他、各種SNSを利用し、広く暑さ指数の周知を実施。



労災保険及び雇用保険の適正な運用・徴収

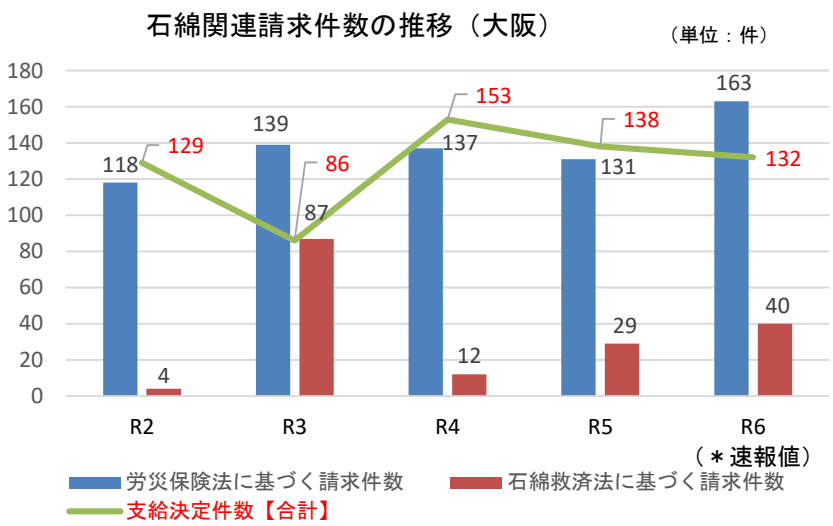
労災補償対策の推進

- 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移。
- 過労死等事案の事務処理に当たっては、認定基準等に基づく迅速・適正な処理を推進。なお、脳・心臓疾患労災認定基準は令和3年9月に、心理的負荷による精神障害に関する労災認定基準は令和5年9月に改正が行われた。
- 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を実施。



石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知

- 平成17年7月の第1回公表以来毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場(全国分)を公表。令和5年度分までの公表数は延べ19,367事業場。
- 石綿関連請求件数は、令和5年度160件、令和6年度(速報値)203件と高水準で推移。
- 石綿による疾病についての補償もれがないよう、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金(改正石綿救済法)の周知を行い、労災請求等を促進。



【令和6年度大阪局の状況】(速報値)

- 「請求件数」 **203件** (前年度比43件増加)
- 「支給決定件数」 **132件** (前年度比6件減少)

※石綿健康被害救済法に基づく請求期限が令和3年度中であったことから、令和3年度は請求件数が大幅に増加。
請求期限は現在延長され、令和14年3月27日まで。

(3) 職業安定の分野

労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進①

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

求職者支援の充実・強化の取組

- ・担当者制によるきめ細かな**キャリアコンサルティング支援**を推進。
- ・求職者ニーズの的確な把握により、**能動的な求人情報等の提供とフォローアップ**を継続的に実施。

オンラインツールを活用した取組

- ・就職活動におけるオンラインサービスの進展に対応した取組を実施。
- ・オンラインツールを活用した職業相談、面接会、職場見学等を実施。
- ・オンラインセミナーについては、web上のメタバース空間で開催する等、新たな取組を実施。



オンライン職業相談のご案内

「仕事を探したいけれど、ハローワークに行く時間がない」という方
オンラインで相談してみませんか？

- お仕事についてのご相談
- 求人のご提案
- 応募書類や面接のアドバイス など

おすすめポイント

- ハローワークへ来所不要
- 予約制で待ち時間なし
- ネット環境があれば好きな場所で相談可能

求職登録はこちらから

【求職者向けリーフレット】

機動的な雇用対策

- ・ **万博閉幕に伴う離職者への雇用対策**として、就職面接会等、様々なイベント等を実施。
- ・ ハローワークの取組を周知するため、**令和7年7月に万博で勤務されている方向けにLINEアカウントを開設**。
- ・ 就職イベントや職業訓練、雇用保険に関する情報等、**再就職に関する情報を定期的に幅広く発信**。



【万博離職者を歓迎 USJクルーおしごと説明会】
令和7年8月4日開催
参加求職者：248名



万博関係で働くみなさまへ
万博閉幕後のお仕事探しを始めませんか？
大阪労働局・ハローワークは、万博関係で働く方に向けたLINEによる情報発信を始めました。

企業説明会や面接会などのイベント情報を配信していきます。お気軽にご参加ください。

下の2次元コードからLINEアカウントを登録してお待ちください！

万博閉幕後のお仕事情報
失業給付
職業訓練

万博関係で働く方向け
LINE
はじめました

厚生労働省 大阪労働局 ハローワーク

【万博で勤務されている方向けのLINE】



フルタイム パート 幅広い年代のクルーが活躍中！
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン
クルーおしごと説明会 inハローワーク梅田

超元気を、その手で生み出そう！

日時 2025年8月4日(月)
1回目 10:30～ / 2回目 12:00～ / 3回目 13:30～

場所 ハローワーク梅田 セミナールーム
大阪府北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階

定員 各50名

申込方法 WEB、電話または各ハローワークの窓口

申込先 ハローワーク梅田 職業相談第2部門
06-6344-8609 (部門コード42#)
平日(月～金) 8:30～17:15

対象者 求人に関心のあるすべての方

2025年7月1日からWeb申込受付開始！

ご参加にはハローワークの求職登録が必要です。説明会に参加し、応募を希望される方は説明会当日に面接予約・ハローワークの紹介状の交付を行います。面接については個別に実施します。

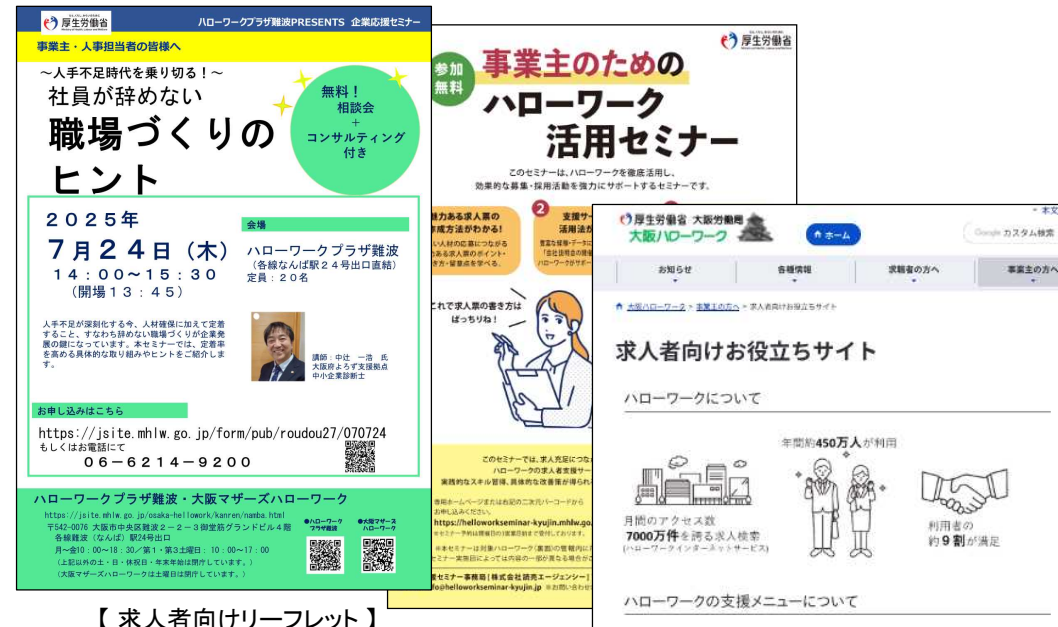
大阪府内ハローワークで2か月連続開催！
8/4(月) ハローワーク梅田
8/11(月) ハローワーク吹上
10/21(火) ハローワークアヲ羅

厚生労働省 大阪労働局
ハローワーク梅田

人材確保対策の総合的な推進

求人充足支援の充実・強化の取組

- 求人事業所に対して個別的なきめ細かい支援を実施しつつ、**より多く求人事業所に対してハローワークのサービスを届ける取組**を実施。
- 求人者向けセミナーや、新たに開設した「求人者向けお役立ちサイト」により、広く労働市場情報等の提供、魅力的な求人票の作成及びハローワークの活用方法等の周知を強化。



【求人者向けリーフレット】

【求人者向けお役立ちサイト】

人材確保支援と雇用管理改善の推進

- 医療、介護、保育、建設、警備、運輸分野については特に重点的なマッチング支援**が求められており、業界団体との連携により各分野の仕事のやりがいや魅力を発信し、マッチングを促進。
- 人手不足の解消と、採用後の定着促進をより積極的に支援するため、**外部専門家によるコンサルティングを活用し、雇用管理の改善を促進**。ハローワークの求人充足支援と一体的に実施。

人材不足分野における
就職件数 9,294件
(令和7年9月末現在)
目標(18,236件)に対する
進捗率 51.0%



労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進③

行政運営方針【3-3】

職業訓練を活用した人材育成支援

大阪の産業の成長を支える人材育成と職業訓練の推進

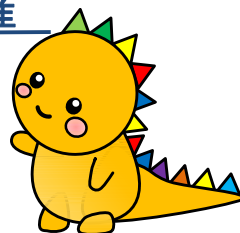
- 大阪の産業の成長を支えるIT、ものづくり分野や、依然、人材不足が深刻な建設、介護福祉分野における人材確保・育成を柱とした人材育成支援を推進。
- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、ハローワーク等において**デジタル分野の訓練コースへの誘導強化**のため、訓練実施施設の見学会や説明会、職業理解セミナー等を開催し、誘導を強化。
- ハローワークの職業訓練窓口を担当する**職員・相談員に対してデジタル分野における基礎知識の向上**を図り、適切な受講あっせんを行うための訓練説明会を実施。

公的職業訓練の積極的なPRと情報発信の強化

- (公的職業訓練の応募者数等は減少傾向)各種SNS、大阪労働局YouTubeチャンネル、公的職業訓練のPR漫画、その他ホームページを活用して積極的に公的職業訓練の情報を発信し、職業訓練が必要な方に情報が届くよう周知・広報を積極的に実施。
- メタバース上の「バーチャルわかものハローワーク」において公的職業訓練の周知セミナーを毎月開催し、これまでハローワークを利用されていない方々に対しての情報発信を強化。

ものづくり系訓練校のガイダンス&セミナー開催

- 大阪府と連携し、人材不足分野であるものづくり系の職業訓練を中心に「～ぎせんこうって何だ！？～職業訓練校ガイダンス&セミナー」を集中的に開催。



訓練受講者等の実績

	応募者数	受講者数	就職件数
令和5年度	12,665	9,894	5,579
令和6年度	10,486	8,215	5,235
令和7年度※	3,801	2,756	608

※令和7年度は7月末現在の実績

※応募者数、受講者数は当月実績ベース、就職件数は修了月ベース

リスキリング、労働移動の円滑化等の推進

キャリア形成・リスキリング推進事業の取組

- 在職時からのキャリアアップやリスキリングに関する継続的な相談支援が行えるよう、「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を各ハローワークに設置。(厚生労働省委託事業)
- 大阪キャリア形成・リスキリング支援センターと連携し、**訓練受講希望者や在職者に対してキャリアコンサルティングを実施。**

キャリアコンサルティング実施数 4,662件(令和7年9月末現在)

人材開発支援助成金による人材育成の推進

各ハローワーク窓口、事業所訪問、セミナー開催時等において、リーフレット配布・説明を実施し、企業内における人材育成を促進するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」「事業展開等リスキリング支援コース」を活用勧奨。

計画届提出件数(計画人数) 2,522件(30,807人)
事業所訪問等活用勧奨件数 583件(令和7年9月末現在)

教育訓練給付制度による労働者個々人の学び・学び直し支援の促進

- 令和6年10月から教育訓練受講による賃金上昇や資格取得等を要件とした追加給付制度が新たに創設されており、積極的に教育訓練を受講いただけるよう、郵送や電子で申請が可能なこと等、「申請しやすさ」をリーフレットやHPを通じて周知。
- 令和7年10月から雇用保険被保険者が教育訓練を受けるために休暇を取得した場合に、訓練期間中の生活費を支援する教育訓練休暇給付金が創設されたため、リーフレットやHPを通じて、事業主及び労働者に対して周知。

就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化の促進

- 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)
各ハローワーク窓口、事業所訪問、セミナー開催時等に、リーフレット配布・説明を実施し、円滑な労働移動推進のための助成金の活用を促進。

労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進⑤

女性・若者に対する雇用対策の推進

マザーズハローワーク事業の取組

行政運営方針
【4-6】

- 地方自治体やNPO法人等において、**ハローワークを利用したことがない方**に対し、出張相談やセミナー等の**アウトリーチ型支援**を実施。
- 時間的・物理的な制約がある子育て中の方**のニーズに応じて、**各種サービスをオンライン**で提供。
- 9月下旬から約1か月間、各ハローワークで就職面接会・セミナー等を集中開催。(マザーズWEEKS)



新規学卒者に対する就職支援の取組

行政運営方針
【3-5】

大阪新卒応援ハローワークの取組

- 「Daily企業説明会」を開催。
- 低回生の学生も対象とした**就活ガイダンス、自己理解や面接対策等の各種セミナー、**大学における出張相談**を実施。

採用選考スタート！3Steps 就活フェアの開催

令和7年5月下旬から約1か月間に、合同企業説明会(1st Step 兵庫労働局共催)、面接対策セミナー(2nd)、就職面接会(3rd)をパッケージで実施。**企業との出会いから内定獲得機会の提供まで 一貫した支援**を実施。

正社員就職を希望する若者への就職支援

行政運営方針
【3-5】

- 大阪わかものハローワークでは、就職面接会やグループワーク・各種セミナーを実施。
- アバターを講師とし、クイズ形式で受講者参加型のオンラインセミナーを実施。

バーチャルわかものハローワークによる支援

- バーチャル空間においてアバターによる簡易相談、セミナー動画の放映等を通じて、**ハローワークを知るきっかけ作り**を行う。
- 支援の**プレ体験によりハローワークでの支援へつなげる**。



◀【広島わかハロとのUIJターン支援のイベント】
R7.8/21 大阪と広島の魅力を発信し、**地方就職を活性化**。



【吉本興業とのコラボイベント】▲
R7.8/20 正社員経験のある**芸人**等が出演。
ハローワークの認知度、向上。

◀【大阪府警察とのコラボイベント】
R7.9/22 よみこの有野氏に出演いただき、**闇バイト防止啓発セミナー**を実施。



労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進⑥

行政運営方針【3-6】

中高年世代への活躍支援

- 今年度より**就職氷河期世代を含む中高年世代(概ね35歳から59歳)へ支援対象年齢を拡大**し、政府を挙げて取り組んでいる。
- 府内6か所のハローワークに設置している「35歳からのキャリアアップコーナー(中高年世代専門窓口)」を中心に不安定な就労期間が長い方や就職経験のない方への就職支援を実施。

ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代を含む中高年世代(35歳～59歳)の不安定就労者・無業者の件数
4,498件(目標達成率42.2%)(令和7年8月末現在)

求職者向けハイブリッド型セミナー・面接会の実施

- 専門窓口設置所を中心に府内のハローワークをZoomで接続し、複数会場において同時開催。(本会場+大阪府内のハローワーク)

「ミドル層こそ考えたい、これからのキャリアデザイン」等
3回開催(全8回) 参加者496名(令和7年9月末現在)

- 専門窓口設置所を中心に毎月第3週にミニ面接会を集中的に開催。

33回開催 参加者194名(令和7年9月末現在)

- 大阪キャリア形成・リスキリング支援センターと共催し、ジョブ・カードの推進・普及を含めた求職者向けセミナーを開催。(大阪府内のハローワークの会場+オンライン)

3回開催(全6回) 参加者961名
(令和7年9月末現在)



事業主向けセミナーの開催

- 中高年世代の積極的な採用、正社員化等の気運の醸成を目的として、中高年世代の雇い入れを検討している企業等を対象として事業主向けセミナーを実施。
各ハローワークの会議室等を本会場とし、オンラインでも配信。

「売り手市場・人口減少を勝ち抜く人材活用セミナー」
2回開催(全5回) 参加企業74社 参加者81名(令和7年9月末現在)

大阪府中高年世代活躍応援プロジェクト協議会を形成

- 中高年世代の活躍の促進を図るため、経済団体・業界団体・労働団体・行政機関で構成される「大阪府中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」を設置し、当該世代の支援を推進。

第1回大阪府中高年世代活躍応援プロジェクト協議会
令和7年8月7日開催

労働移動の円滑化及び多様な人材の活躍促進⑦

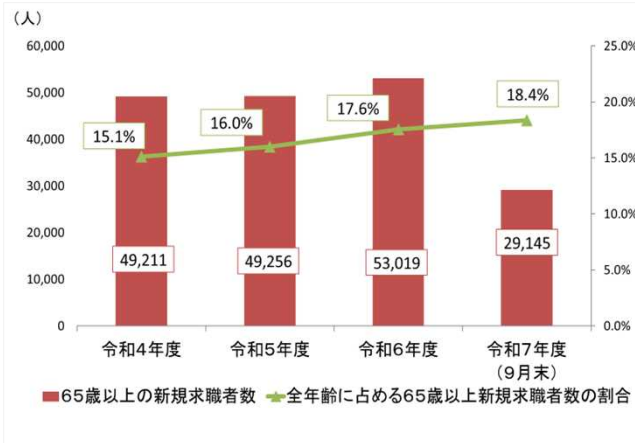
高齢者・障害者・外国人に対する雇用対策の推進

高齢者の就労・社会参加の促進

行政運営方針
【3-7】

- 生涯現役支援窓口において、65歳以上の高齢者に対して重点的に、担当者制による個別相談や各種セミナー、就職面接会等を実施。
- 70歳までの就業確保措置(努力義務)を講じることを定めた高年齢者雇用安定法について、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施。

65歳以上の新規求職者数は年々増加



障害者の就労促進

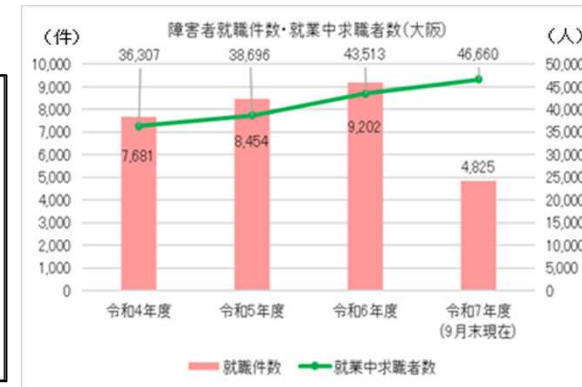
行政運営方針
【3-8】

- 障害者就職面接会の実施**
令和7年9月25日(木)
会場: マイドームおおさか
参加企業83社 参加者数649名
令和7年2月27日(木)
参加企業84社 参加者数626名
就職者数93名
就職率14.9%
(男性13.3%、女性17.3%)

- 障害者雇用優良中
小事業主認定制度**
認定事業所数: 28社
(令和7年9月末現在)



ハローワークにおける障害者就職件数 4,825件(令和7年9月末現在)

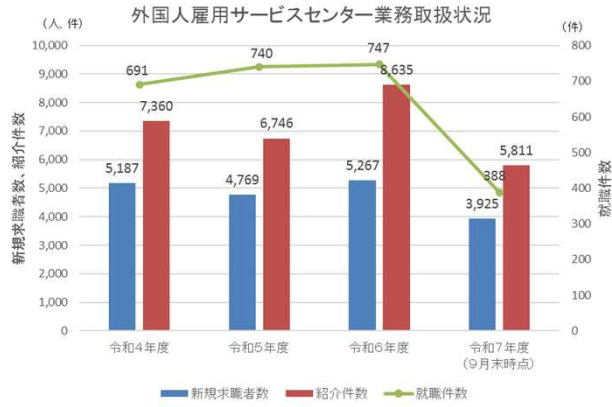


外国人に対する支援

行政運営方針
【3-9】

- 大阪外国人雇用サービスセンターの利用者については、**留学生を中心に増加傾向。**

- 令和7年9月末時点
- 新規求職者数 3,925人 (対前年同期比+38.8%)
- 紹介件数 5,811件 (対前年同期比+35.9%)
- 就職件数 388件 (対前年同期比+17.9%)



- 近畿ブロック外国人留学生就職面接会2025

日時: 令和7年6月17日(火)
場所: グランキューブ大阪
(大阪府立国際会議場)
参加企業: 99社
参加留学生: 1,363名



【近畿ブロック外国人留学生就職面接会の様子】

- 外国人労働者の雇用管理の改善

外国人雇用啓発セミナーの実施
日時: 令和7年6月27日(金)
実施方法: オンラインセミナー
及びアーカイブ配信
参加者: 当日参加141名
アーカイブ配信視聴407回

地方自治体と一体となった雇用対策の推進

地方自治体との連携

・国と地方自治体が一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの向上を図るため、大阪府内の7自治体と雇用対策協定を締結。

令和7年9月末現在の雇用対策協定締結状況
大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、吹田市、寝屋川市、柏原市

・地域の雇用に関する課題に対応するための様々な取組を実施。

取組の例

【大阪府・寝屋川市】「バス運転士職業理解セミナー」を実施

(令和7年5月23日開催 参加者:24名)

【吹田市】「福祉のお仕事吹田市就職面接会」を実施

(令和7年8月5日開催 参加者:35名)



【吹田市 就職面接会の様子】

生活保護受給者等に対する就労支援

生活保護受給者等を支援対象者として、福祉事務所内へのハローワーク常設窓口の設置(大阪府内計21か所)や巡回相談といったワンストップ型の就労支援を実施。

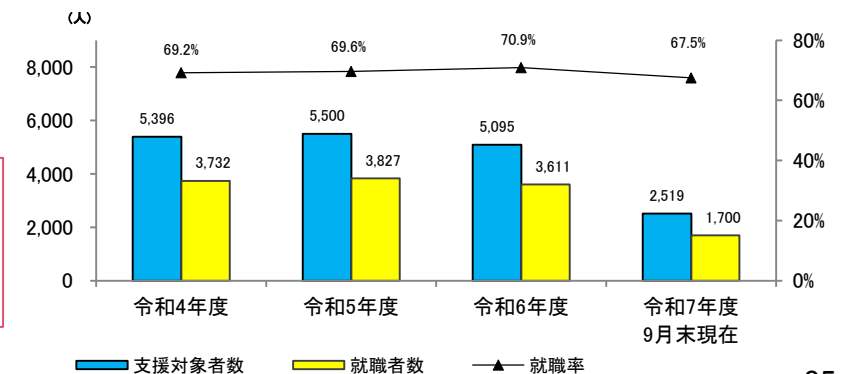
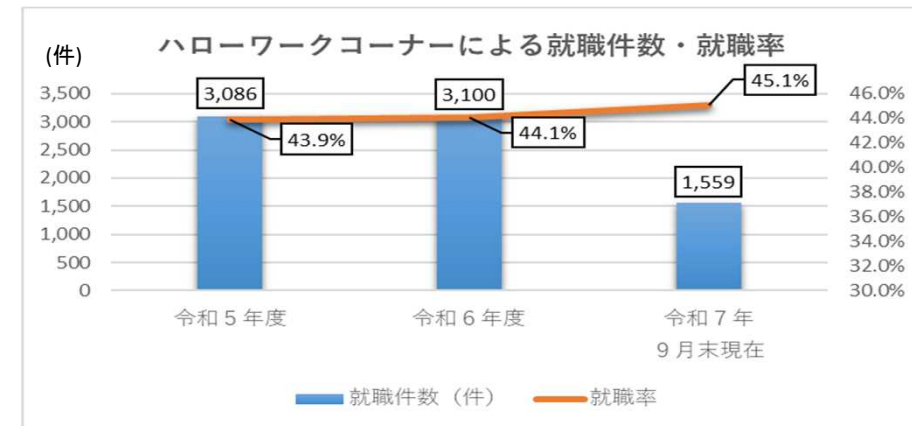
※生活保護受給者について、就労可能な層は減少傾向にあるが、**生活困窮者や児童扶養手当受給者を中心に支援を強化**している。

【9月末現在進捗】

- ・支援対象者数:2,519人(目標達成率 41.8%)
- ・就職件数:1,700件(目標達成率 40.4%)
- ・就職率:67.5%(目標との差 -2.1pt)

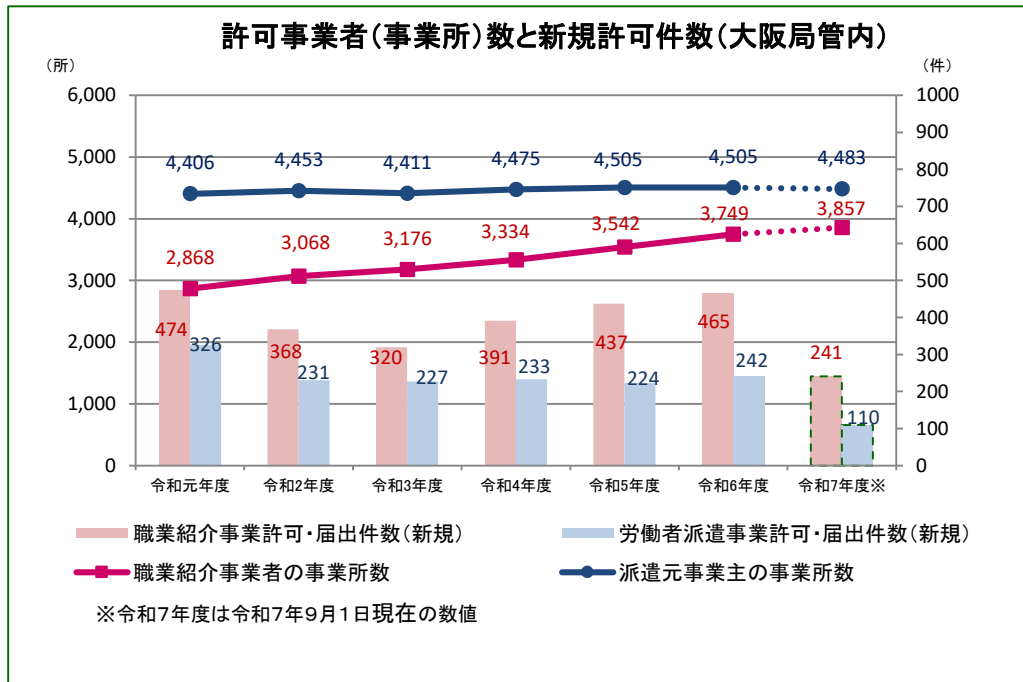
一体的実施の取組

大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市の5自治体に、ハローワークコーナーを7か所設置し、自治体の就職相談等の利用者に対して、ワンストップでハローワークの職業紹介を実施。定期的な情報交換を行う等、連携を図ることで、**高い就職率を維持**。



(4) 労働力需給調整事業の分野

許可事業者への制度周知



○ 説明会等の対応状況(本年度実績:本年9月末現在)

- ① 新規事業者向け説明会
12回 76事業所(前年同期:12回 71名)
- ② 新規許可・更新後説明会
12回 704事業所(前年同期:12回 631事業所)
- ③ 業界団体等への講師派遣状況
3団体 3回(前年同期:3団体 3回)

適正な事業運営の確保

○ 指導監督の実施状況

	令和7年度 (9月末現在)	前年度同期
職業紹介事業関係	532件	535件
労働者派遣事業関係	530件	424件

労働者への支援と制度周知

- ① 派遣労働者からの相談件数(本年度実績:本年9月末現在)
349件(前年同期:380件)
 - 主な苦情内容
 - ・ 苦情対応に関する事
 - ・ 法違反の疑いに関する事
- ② 労働者派遣セミナー(9月末現在)
2回 154名(前年同期 6回 37名)
- ③ 闇バイト防止啓発セミナーを開催(大阪府警と共催)
参加者数 270名

(5) 労働保険適用徴収の分野

労災保険及び雇用保険の適正な運用・徴収

労働保険未手続事業一掃対策の推進

令和7年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

労働保険適用事業数の推移(大阪)



対策の取組実績

	未手続指導件数		手続指導による成立件数		職権による成立件数 (自主成立を拒んだもの)	
	目標件数	実績	目標件数	実績	目標件数	実績
令和7年度 (7年9月末)	3,150件	1431件	1,350件	418件	15件	1件
令和6年度 (6年9月末)	3,000件	2,298件	1,300件	779件		9件
令和6年度		3,216件		1,478件		12件

- 行政機関や関係団体等と緊密な連携を図り、未手続事業の把握に努めて計画的な手続き指導をとっている。
また、指導方法についても文書に加えてインターネットアンケート等を活用するなどの工夫を凝らし、実効性のある指導を積極的に実施している。
- 広報活動を積極的に行い、労働保険制度の周知徹底に努めている。

労働保険料の収納率の維持・向上

- 滞納事業場に対して、財産状況等を勘案した合理的で妥当な納付計画を指導する。また、必要に応じて差押え等の強制措置も積極的に行い、実効ある滞納整理を実施している。
- 労働保険料の口座振替制度については、あらゆる機会にリーフレットを配布し、制度の周知と利用事業場の増加に努めている。

口座振替制度の利用状況

	令和5年度1期分	令和6年度1期分	令和7年度1期分	単位
口座振替件数	30,553	33,737	37,241	件
口座振替利用率※	17.1	18.9	20.6	%

※口座振替利用率は、年度更新対象事業場数に対する口座振替対象件数の割合

年度別労働保険料収納率

※ 下段の表は各年9月末時点の参考データ

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (9月末現在)
徴収決定額	3,436億円	3,532億円	3,500億円
収納額	3,407億円	3,498億円	1,576億円
収納率 ()内は全国の数値	99.2 % (99.1 %)	99.0 % (99.1 %)	45.0 % (44.7 %)

	令和5年9月	令和6年9月	令和7年9月
徴収決定額	3,405億円	3,497億円	3,500億円
収納額	1,495億円	1,541億円	1,576億円
収納率 ()内は全国の数値	43.9% (43.8%)	44.1% (44.1%)	45.0 % (44.7 %)

